摩気小学校跡施設利活用に係る三者協定書

南丹市（以下「甲」という。）、株式会社寺子屋（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人摩気高山の郷振興会（以下「丙」という。）は、摩気小学校跡施設（以下「本施設」という。）の民間譲渡の実現に向け、三者がそれぞれの立場を尊重し、相互の信頼関係を深め、円滑に譲渡手続きを進めるとともに、譲渡後の利活用の推進と地域の振興に資する協力体制を構築することを目的に、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定書は、甲による乙への本施設の譲渡に向けた手続きの進行及び譲渡後の地域活性化を見据えた事業展開の活用を目指し、甲、乙及び丙がそれぞれの立場から理解と協力を示し、三者が一丸となって本施設の譲渡並びに譲渡後の利活用の推進及び地域の振興に資する協力体制の構築の円滑な実現と持続可能な活用に向けた基盤を築くことを目的とする。

（位置付け）

第２条　本協定書は、将来的な本施設の無償譲渡及びその後の事業展開に向け、三者の協力姿勢と信頼関係を確認するものであり、譲渡そのものを直接法的に拘束するものではない。実際の譲渡手続き及び契約締結については、別途、関係法令及び南丹市議会の議決等の所定の手続きをもって行うものとする。

（三者の協力及び役割）

第３条　甲、乙及び丙は、本施設の有効活用を通じて摩気地域及び南丹市全体の活性化を図るため、次に掲げる事項に協力するものとする。

２　甲は、譲渡に向けた各種手続きを進めるとともに、適切な情報共有と関係者間の協議の場を設けるものとする。乙は、地域の特性や歴史を尊重した事業展開の検討を進め、地域との対話に努めるものとする。丙は、本施設活用の実現に向けた取組に対し、地域住民への周知や理解促進、積極的な参画に協力するものとする。

（協議事項）

第４条　本施設の活用内容や譲渡に向けたプロセスにおいて、新たな課題や調整事項が生じた場合は、三者が誠意をもって協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名の上、各自その１通を保有する。

令和８年１１月７日

甲

京都府南丹市園部町小桜町４７番地
南丹市

市長

西村好高

乙

京都府京都市右京区西京極豆田町７番地
株式会社寺子屋

代表取締役社長

海蔵講平

丙

京都府南丹市園部町宍人市場１１１番地
特定非営利活動法人摩気高山の郷振興会

理事長

片野雅司